

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき、企業長が定める職の範囲に関する規則

平成22年4月1日

規則第12号

改正 平成29年6月29日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項及びこれに基づく政令（昭和40年政令第278号）の規定に基づき、企業長が定める職の範囲を定めることを目的とする。

(指定職の範囲)

第2条 指定職の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長、次長、総務課長及び工務課長
- (2) 洲本市サービスセンター長、南あわじ市サービスセンター長及び淡路市サービスセンター長
- (3) 参事、主幹及び副課長

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日規則第2号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。